

議案第 89 号

訴えの提起について

次のとおり、損害賠償請求の訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 6 月 3 日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

1 当事者

原告となるべき者 川 崎 市

被告となるべき者 \* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

2 請求の要旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の直後に川崎シンフォニーホール（以下「本件施設」という。）における音楽ホールの天井及びそれを吊る部材一式が脱落し、当該音楽ホールの利用が不可能となったため、本市は、当該音楽ホールの復旧工事の実施その他の必要な措置を講じる

ことを余儀なくされ、それらに要した費用を負担した。

このため、本市は、本件施設の設計者、施工者又は工事監理者であった法人のうち、\*\*\*\*\*（\*\*\*\*\*の権利義務を承継した者）、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*（\*\*\*\*\*の権利義務を承継した者）、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*及び\*\*\*\*\*（以下「被告となるべき者ら」という。）に対し、損害賠償金の請求をしたが、被告となるべき者らはこれに応じないため、被告となるべき者らに対して損害賠償請求の訴えを提起したい。

### 3 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

## 参考資料

### 事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成15年12月13日、\*\*\*\*\*から川崎シンフォニーホール（以下「本件施設」という。）の引渡しを受け、平成16年7月1日、本件施設の音楽ホールを開館させたが、平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、その直後に当該音楽ホールの天井及びそれを吊る部材一式（以下「本件吊り天井」という。）が脱落したため、当該音楽ホールの復旧工事の実施その他の必要な措置を講じることを余儀なくされ、それらに要した費用を負担した。
- 2 本市は、本件吊り天井が脱落する事故（以下「本件事故」という。）が生じたことを受け、本件事故の原因の調査及び検討を行った結果、本件吊り天井は基本的な安全性を欠いたものであったことが判明した。
- 3 平成24年12月25日、本市は、\*\*\*\*\*（\*\*\*\*\*の権利義務を承継した者）、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*（\*\*\*\*\*の権利義務を承継した者）、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*\*及び\*\*\*\*\*（以下「被告となるべき者ら」という。）に対し、民法第709条、第715条等に基づく、被告となるべき者らで連帯債務として負担する損害賠償金として1,860,515,617円を平成25年3月25日までに支払うよう請求した。
- 4 また、本市は、被告となるべき者らに対する請求を拡張し、平成25年3月29日、新たに3,891,912円を同年4月12日までに支払うよう請求した。

5 被告となるべき者らは、これら損害賠償金の請求には応じず、今後も引き続き、これらに応じないと認められるため、被告となるべき者らに対して損害賠償請求の訴えを提起するものである。